

文書其及傳之付るる一日毎の不可  
 熟了承考の理を申す可からず  
 馬之度也及之と聞き  
 十三年八月五日

山田のえりて御也

井上あきつと代理  
 上吉司あきつと大輔也

総士第一三九九

電報

廿六年七月及之に於て  
 直之に集一の波者然本波を  
 クル二付るるといふ  
 十三年八月五日